

令和7年度第12回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和8年3月19日

場所 十和田市役所別館4階会議室

令和7年度第12回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和8年3月19日(木) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和8年3月19日(木) 午後2時44分

4. 出席農業委員(19名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 脊戸潤子 | 2番 | 沢井清治 |
| 3番 | 小笠原松寿 | 4番 | 沢目勝弘 |
| 5番 | 米田拓実 | 6番 | 中野雄一郎 |
| 7番 | 芋田一弘 | 8番 | 立崎和寿 |
| 9番 | 山田利昭 | 10番 | 稲田優憲 |
| 11番 | 奥山博 | 12番 | 小田正喜 |
| 13番 | 外山康仁 | 14番 | 竹浦寿広 |
| 15番 | 野崎さち子 | 16番 | 杉山秀明 |
| 17番 | 力石堅太郎 | 18番 | 山崎誠一 |
| 19番 | 箕輪展忠 | | |

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 十和田湖地区 | 白山雄治郎 | 十和田湖地区 | 中屋敷光男 |
| 三本木地区 | 米内山義治 | 三本木地区 | 山端敏行 |
| 四和地区 | 工藤優美子 | 深持地区 | 古谷朝直 |
| 切田地区 | 若沢弘幸 | 切田地区 | 田中稔 |
| 大深内地区 | 斗沢信一 | 大深内地区 | 大平靖四郎 |
| 伝法寺地区 | 小笠原一成 | 藤坂地区 | 市崎貴之 |
| 六日町地区 | 平舘龍徳 | | |

7. 会議に付した案件

- 報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第50号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第51号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 報告第52号 農地の転用事実に関する照会について
- 議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第48号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
- 議案第49号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
- 議案第50号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第51号 十和田市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第52号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第53号 令和8年度十和田市農業委員会事業計画について

8. 議事録署名委員

11番 奥山博

12番 小田正喜

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 事務局長 | 櫻田修一郎 | 事務局次長 | 中村淳一 |
| 事務局農地係長 | 吉田武範 | 事務局振興係長 | 戸舘奈津美 |
| 事務局主査 | 田嶋裕紀 | 事務局主事 | 下山昂大 |

10. 書 記

事務局主査 田嶋裕紀

議 長（箕輪展忠）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和8年3月2日に告示招集いたしました、令和7年度第12回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 奥山 博 委員、12番 小田 正喜 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、田嶋 裕紀 主査を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に報告第49号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第49号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法及び農業経営基盤強化促進法によるものが、2ページから5ページまでの合計21件、38筆、124,295平方メートルです。今後の意向については、74番から81番及び85番から87番、92番が別人と貸借、82番から84番及び89番が別人と機構で貸借、88番は転用予定、90番と94番は別人と売買、91番は未定、93番は自ら耕作となっています。なお、74番から81番、85番、86番、90番は3条に関する議案が提出されています。次に、6ページです。農地中間管理事業によるものが、6ページから9ページまでの合計15件、47筆、83,862平方メートルです。今後の意向は、62番、67番から71番が別人と貸借、63番と66番が未定、64番が同一

人と使用貸借で再契約、65番、72番及び74番から76番は別人と売買、73番は解約部分を県が用地買収となっています。今回協力金の返還はありません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第49号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第50号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）10ページをお願いします。報告第50号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は11ページから13ページです。今回は合計10件、53筆、128,742平方メートルです。取得事由はすべて相続によるもので、権利の内容はすべて所有権の取得となっております。取得後の内容については、自ら耕作、貸借中、農地として管理などとなっています。なお、今回128番からあっせんの希望が出ています。なお、現況が宅地、雑種地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

農業委員（外山康仁）13番外山です。13ページの133番から135番について、同一人の相続となっておりますので、この理由を説明した方がよいのではないかと思います。

事務局長（櫻田修一郎）お答えいたします。133番が祖父から相続を受けるもの、134番が祖母から相続を受けるもの、135番が父親から相続を受けるものということで3件に分けて記載しております。以上です。

議長（箕輪展忠）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第50号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第51号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

いします。

事務局長（櫻田修一郎） 14ページをお願いいたします。報告第51号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。買受人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。15ページです。合計2件、2筆、10,007平方メートルです。107番は、令和8年1月16日開催の令和7年度第10回総会議案第37号で、公売買受適格者の証明をする旨の承認を受けた者で、許可書の交付及び売却決定を令和8年2月9日に行っています。108番は、107番同様令和8年1月16日開催の令和7年度第10回総会議案第37号で、公売買受適格者の証明をする旨の承認を受けた者で、売却決定を令和8年2月13日、許可書の交付を令和8年2月25日に行っています。以上です。

議長（箕輪展忠） 報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） なしと認めます。よって報告第51号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠） 次に報告第52号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎） 16ページをお願いいたします。報告第52号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。17ページです。今回の照会は、合計1件、1筆、361平方メートルです。令和8年3月6日に現地調査を実施し、法務局への回答は、3月10日に行っております。41番は、スーパーカケモ三小通り店のすぐ北側です。照会地は、昭和47年建築の共同住宅及び昭和56年建築の住宅の敷地となっております。当該地は、昭和45年11月20日付けで自己住宅建築のため5条転用許可を受けた土地であり、税務課の土地課税台帳上も現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠） 報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） なしと認めます。よって報告第52号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠） ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎

班長、沢井委員、山田委員の3名です。3月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室2において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時14分

（ _____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時15分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）18ページをお願いいたします。議案第47号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、19ページから36ページです。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。8番 立崎和寿 委員お願いします。

報告委員（立崎和寿）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定59件、使用貸借による権利の設定6件の合計74件です。所有権の移転は、109番から114番までが売買によるものです。その他、115番と117番が知人に贈与するもので、116番が親戚間で贈与するものです。このうち、新規取得は109番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、121番と122番が法人設立及び経営移行によるもの、126番が法人への経営移行によるもので、他はすべて労力不足によるものです。このうち、新規就農は121番と122番及び126番で、126番は解除条件付きの使用貸借による権利の設定となっています。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等の規定に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）立崎委員、ご苦勞様でした。次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。19ページの所有権移転に係る申請番号109番の新規取得となる譲受人及び34ページの使用貸借による権利の設定に係る申請番号121番と122番の新規就農となる借人に対し、3月6日午後1時30分と同日午後1時45分に、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。次に、東部地区 山端 潤一 農地利用最適化推進委員が欠席のため、事務局が代読いたします。

農地係長（吉田武範）山端 潤一 推進委員欠席のため、代わりまして事務局から農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。35ページの解除条件付きの使用貸借による権利の設定に係る申請番号126番の新規就農となる借人に対し、3月6日午後2時、市役所別館4階会議室2において調査員3名と山端 潤一 推進委員の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断されました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

（ _____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員 着席、

_____ 委員 退席)

再開 午後2時21分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）37ページをお願いします。議案第48号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。一括方式の所有権に関するものが、38ページから39ページで、合計4件、20筆、42,895平方メートルです。次に、一括方式の賃借権に関するものが、40ページから50ページの合計21件、57筆、540,184平方メートルです。170番、176番、180番、183番、190番が権利の再設定で、他は新規となっています。次に、一括方式の使用貸借によるものが、51ページから53ページの合計4件、46筆、60,729平方メートルで、36番、39番が新規設定となっております。次に、受け手の変更のみに係るものが、54ページから56ページの合計6件、28筆、51,909平方メートルで、すべて新規設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。伝法寺地区 小笠原 一成 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（小笠原一成）34番の調整内容を報告します。2月10日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小笠原推進委員、ご苦労様でした。次に大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（斗沢信一）36番と37番の調整内容を報告します。36番は2月25日午後1時30分、37番は同日午後2時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）斗沢推進委員、ご苦勞様でした。次に東部地区 山端 潤一 農地利用最適化推進委員が欠席のため、事務局が代読いたします。

農地係長（吉田武範）山端 潤一 推進委員が欠席のため、代わりまして事務局から、35番の農用地利用調整会議の結果について報告いたします。2月10日午前10時に、山端 潤一 推進委員が、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方の合意を受けたことから、山端 潤一 推進委員から調整調書が農業委員会へ提出されております。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）暫時休憩します。

休憩 午後2時26分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時26分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）57ページをお願いします。議案第49号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、58ページです。こちらの計画変更は、令和3年2月12日付け指令第204号で許可となった普通住

宅建築について、許可を受けた転用事業者が資材等の高騰に伴う資金不足となったことから、事業承継者が住宅を建築するのものです。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に、議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）59ページをお願いします。議案第50号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、60ページです。今回は、合計5件、5筆、6,869平方メートルです。農地区分の判断などについて、ご説明いたします。43番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲10区画の整備を行うものです。場所は、十和田中学校から北西に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。44番の転用事由は、農地を親から使用貸借し、自己住宅を建築するものです。場所は、ちとせ小学校から南東に約250メートルの地点です。農地区分は、2管理設及び500メートル以内にちとせ小学校と第二白菊保育園があり、第3種農地に該当します。45番の転用事由は、農地を親から使用貸借し、自己住宅を建築するものです。場所は、十和田第一中学校から南東に約300メートルの地点です。農地区分は、2管理設及び500メートル以内に沢田小学校と十和田第一中学校があり、第3種農地に該当します。46番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場及び資材置き場の整備を行うものです。場所は、ローソン十和田池ノ平店から南西に約450メートルの地点です。農地区分は、第1種農地ですが、事業用地の2分の1拡張で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。47番の転用事由は、農地を売買で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は、相坂コミュニティ会館から北に約50メートルの地点です。農地区分は、第1種農地ですが、集落接続で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。2番 沢井 清治 委員お願いします。

報告委員（沢井清治）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計5件です。3月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時30分に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）沢井委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）61ページをお願いします。議案第51号、十和田市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定について。十和田市農業委員会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する件です。提案理由は、従前から記載されている条文について、事業廃止によるもの、現在及び今後においてその効力が期待される見込みがないもの等の規程の見直しを行い、所要の改正を行うものです。63ページから64ページが改正個所の新旧対照表、65ページは様式の改正案に関する別記となっております。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に、議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）66ページをお願いします。議案第52号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、別紙のとおり最適化活動の目標の設定等を決定することの承認を求める件です。内容は67ページから69ページです。毎年度の農業委員会による最適化活動の目標については、通知により、毎年度、3月末までに翌年度の目標を設定することとなっております。令和8年度最適化活動の目標の設定等については、記載要領等に基づき、目標とすべき数値を設定しております。それでは、主な点について、説明させていただきます。ローマ数字のⅠ農業委員会の状況については、令和8年4月1日現在の状況について、農林業センサスなどの統計資料に基づき記載しております。68ページ、最適化活動の目標のうち、1の(1)農地の集積は、令和6年度末の数値です。②の目標については、今年度（令和8年度）の集積目標面積を50ヘクタールとし、目標集積率を62.8パーセントとしています。(2)の遊休農地の解消については、令和7年度に実施した農地パトロールとその後の利用意向調査等の結果を反映した数値となっております。令和7年度末の遊休農地面積16.3ヘクタールのうち、解消の目標面積は、アのaの欄、既存の再生可能緑区分の2.2ヘクタールとイの令和7年度に新規に発生した再生可能緑区分の0.9ヘクタールを設定しております。69ページ、(3)の新規参入につきましては、今年度も最適化活動として取り組んでいただいた、新規参入者への農地貸付等について同意を得る面積について、43.6ヘクタールを設定しております。2の最適化活動における活動日数は令和7年度と同様とし、活動強化月間の取組については、8月、9月、12月の3か月で各取り組み項目について実施していくこととしました。以上、主要な項目のみご説明させていただきました。今年度も委員の皆様に取り組んでいただいた日常活動の見える化のための活動記録簿の提出等、委員の皆様方には、来年度以降も引き続き事務的な作業等もお願いすることとなります。この日々の活動状況は、国から交付される最適化交付金の交付額にも反映されます。来年度も、活動の実施状況については、委員の皆様と密に情報共有しながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（奥山博） 11番奥山です。確認でございます。67ページの上段にですね、農業委員の数、あるいは認定農業者、そしてまた認定農業者に準ずるものを書いてございますが、この認定農業者等の区分がどういうものかお答えください。

振興係長（戸舘奈津美）ただ今の質問にお答えします。認定農業者ですが、こちらは農林畜産課のほうで申請して認定されているものなんですが、その下の準ずるものにつきましては、元認定農業者ですとか、認定農業者の親族、あとは認定農業者を取っていないけれども、経営能力や参画の観点から認定農業者と同等に見なされるものとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠）他にございませんか。

農業委員（力石堅太郎）17番力石です。確認でございます。1番の現状ですが、管内の農地面積が12,100ヘクタールですが、この数字がずっと続いているような気がして、毎年非農地照会して農地が減っている中で、この面積が減っていかないのかなというのをお聞きしたい。

振興係長（戸舘奈津美）ただ今の質問にお答えします。この面積につきましては、国の方で出している農林水産関係の市町村別統計の中で十和田市がこの面積になっており、最新の調査でも国の方ではその数値になっているので、それに合わせてこの数値を入れております。以上です。

議長（箕輪展忠）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に、議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）70ページをお願いします。議案第53号、令和8年度十和田市農業委員会事業計画について。別紙のとおり令和8年度十和田市農業委員会事業

計画を定めたいので、承認を求める件です。内容は、71ページから75ページです。毎年度の農業委員会事業計画につきましては、例年、前年度3月の総会において、内容をご審議いただき決定しているところです。今回は、令和8年度の事業計画の案を取りまとめましたので、主な項目についてご説明いたします。まず、71ページの基本方針については、社会情勢、経済情勢、また直近の2025年農林業センサスによる統計数値などにより、農業を取り巻く現状を記載しております。中程からは、国における農業関連施策の基本方針及び昨年3月に策定した地域計画に関する取り組みについて、今後一層皆さんにご協力いただきながら計画実現に向けた活動や農地の集積・集約化が図られるよう取り組みを進めていくことについて記載しております。次に、事業計画ですが、72ページから73ページにかけての農地対策事業については、基本的に法令業務の適正な執行となっておりますので、大きな変更点はございません。73ページ中程からの、農業振興対策事業についても、②地域計画の完成度を高めるための取り組みについて記載した他は、昨年同様の内容となっております。75ページの令和8年度における取り組み課題について、(1)地域計画のブラッシュアップに向けた取り組みについて記載しています。以上、主な項目についてのみ説明させていただきましたが、実務の運用面におきまして、今後もその都度、情報収集、検討、対応を行い、遺漏のないよう進めてまいりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時44分 —————